

令和 5 年 1 月 25 日

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

1. 事案概要

令和 4 年 10 月 24 日から翌 25 日にかけて飲酒、その後、午前 1 時 30 頃、酒気帯び状態であることを認識していたにも関わらず、自ら自家用車を運転し、館林市内の市道において電柱に衝突する物損事故を起こした。その際、警察の現場検証において基準値を超えるアルコールが検出され、任意捜査を受け、この度、検察庁より刑事処分及び群馬県公安委員会から行政処分に係わる処分が発出されたもの。

2. 処分年月日

令和 5 年 1 月 25 日

3. 処分対象者及び処分内容

所属	職名	年齢	性別	処分内容
館林消防署西分署	消防副士長	29 歳	男性	懲戒免職

4. 上記事案の管理監督責任に伴う処分

所属	職名	処分内容
館林消防署西分署	係長	厳重注意
館林消防署西分署	署長補佐	厳重注意
館林消防署	署長	厳重注意
消防本部	消防長	管理者厳重注意

5. 処分理由

消防副士長の行為は、酒気帯びた状態で自家用車を運転し交通事故を起こしたもので地方公務員法第 33 条の信用失墜行為の禁止に該当するものです。

このことは、高い倫理観及び模範意識が求められる公務員として、また、地域住民の生命、身体、財産を保護する任務を負う消防職員として、あるまじき行為であり、館林地区消防組合職員の信用を著しく傷つける行為であり、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当するため、厳正に処分したものです。

6. 消防長コメント

このたび、職員の起こした不祥事は、住民の信頼を裏切る行為であり、重く受け止めております。今後、このようなことがないよう、綱紀粛正及び倫理保持に努めるとともに職員一丸となって不祥事防止に取り組んでいくとともに、住民の皆様に信頼していただける消防組織になるよう、信頼回復に誠心誠意努めてまいります。

以 上